

FPの知識・経験を活かした社会貢献を始めませんか？ ～「保護司」の御紹介～

法務省保護局

保護司とは

- 犯罪や非行により何らかの処分を受けた人たちも、いずれは社会に戻ってきます。
その際、いかに本人が反省し、立ち直ろうと思っけていても、本人が有する特性や帰住先の環境など様々な要因により、生活再建に困難を抱えたり、適切な相談先等を見つけられず、再犯や再非行に至ってしまうケースも少なくありません。
 - **保護司**は、法務大臣の委嘱を受け、地域住民の立場から
 - ・ 犯罪や非行をし保護観察を受けている人に対し、国の職員である「保護観察官」と協働して、**社会の中で寄り添い、立ち直りに向けた指導や支援を行う**等の活動（処遇活動）
 - ・ 地域住民に対し、広報活動や学校での授業等を通じて理解や協力を求め、**犯罪や非行をした人の立ち直りを見守り、支える地域社会作り**を行う活動（地域活動）を行うボランティアです。
- ➡ 保護司は、犯罪・非行をした人の立ち直りを支え、再犯・再非行を防止し、**安全で安心な地域社会をつくる**ため欠かすことのできない重要な役割を果たしています。
- 保護司に給与は支給されませんが、交通費など、活動に要した費用は支給されます。



保護司の記章



保護司について
詳細はこちらを
ご覧ください

長期的な視点からお金や人生について考えさせ、適切な行動を促したり働くことの意義等について理解を深めさせるなど、**保護観察を受けている人に対する指導や支援に、FPの知識や経験が活きる場面**があるかもしれません。

また、地域全体で立ち直りを支える社会作り、再犯・再非行のない安全で安心な地域づくりへ向けた広報・啓発の場面でも、**FPの方がこれまで地域社会の一員として築いた知識、経験、人脈を活かしていただく**ことができるかもしれません。

保護司になるには

- 保護司になるには、一定の要件を満たす必要があります。
まずは、最寄りの保護観察所に御相談ください！



全国の保護観察所一覧

（保護観察所とは）

犯罪や非行をして保護観察の対象となった人に対する「保護観察」や、犯罪や非行の予防のために、国民の理解促進や社会環境の改善等に努める「犯罪予防活動」などを行う国（法務省）の機関です。